

東濃東部交通圏タクシー準特定地域計画（更新）

（令和7年1月～令和8年12月）

令和7年12月15日

東濃東部交通圏タクシー準特定地域協議会

1. 計画策定の背景

1-1 タクシーの位置づけ・関連法

タクシーは「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」において、公共交通機関の一つに定義され、鉄道・バスと同様に、地域の足を担う公共交通機関としての役割を果たしている。しかしながら、タクシーを取り巻く環境は厳しく、人口の減少やモータリゼーションの進展、そしてバブル崩壊以降長引く景気低迷等によるタクシー需要の減少等により、旅客の減少が続き、一層厳しい状況となっている。

こうした状況は全国的であることから、国は「特定地域及び準特定地域における一般乗用自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」（以下、タクシー特措法）に基づき、地域毎にタクシーの活性化に取り組むように求めている。

1-2 交通圏の実態

東濃東部交通圏は、鉄道や路線バス、コミュニティバス、タクシーなど多くの公共交通機関が運行しているが、日常的な移動手段は自家用自動車である。また、人口減少や少子高齢化が進んでおり、高齢者等自家用車を利用できない交通弱者が増える一方で、主要駅前では、家族による送迎で朝夕の交通渋滞が見受けられる。

自家用自動車を運転できない高齢者をはじめとする地域住民の移動手段の確保は自治体や交通事業者等が協働で取り組む必要がある。具体的には、利用者である住民の目線に立ち、豊かな暮らしのための交通を実現するため、交通圏全体でサービスの改善や持続可能性と利便性の高い地域公共交通としてのタクシー活性化の検討が求められている。

令和6年に実施した聞き取り調査では、支部会員から下表のような現状と課題が挙げられている。

【現状と問題点】

- ・慢性的な乗務員および運行管理者の不足と高齢化
- ・燃料費の高騰と最低賃金の上昇による経費圧迫
- ・高齢化による健康管理と輸送の安全確保策が課題
- ・乗務員の求人募集を行っても応募者が少ない
- ・外国人ドライバーの雇用を含めた乗務員の確保
- ・日本版ライドシェアなど新たな輸送サービスの導入の検討

2. 地域計画の位置づけ

すでに一部地域では、24時間 ドアツードアのタクシーサービスを安定的に提供することが難しくなっている。この状況を食い止めるには、魅力的な輸送サービスを創造しタクシーの需要を喚起するとともに、地域公共交通としての役割を担うべく自治体やタクシー事業者などの連携のもと活性化方策を展開していくことが重要である。

また、交通圏において、適正なタクシー供給が継続的に実現されるように、需要の動向を踏まえて検討することも必要である。

そこで本計画では、これまでタクシー業界が取り組んできた様々なタクシー活性化・適正化の取り組みを進めるとともに、自治体等と協働することで、より実効性の高い活性化策を実現するべく策定するものである。

3. 計画目標・構成

本計画の計画期間は2ヶ年（令和7年1月～令和8年12月）とし、次に掲げる目標を達成すべく、各タクシー事業者及び関係主体が連携して活性化策を実施する。

協議会は、活性化施策の進捗状況の確認・評価を行うと同時に、交通圏内のタクシー活性化を目指した連携・協議の場である。必要に応じて協議会に参画していない機関への協力を要請することとする。

＜目標＞

地域住民に利用され続けるため、タクシーに求められているドアツードアの輸送サービスを維持しつつ、地域に寄り添い、移動での困りごとをサポートできる事業に戻す。

本計画は3部から構成される。

第1部は、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に係るフォローアップ施策を掲げる。これらは、通達に基づき検証される。

第2部は、適正化策・活性化策を確実に実施していくため、各事業者が重点的に実施する「サービス向上に係る取組みの目標」ならびに「運営（人材確保・乗務員教育等）に係る取組みの目標」を掲げる。年毎に実施状況を確認する。

第3部は、交通圏独自の連携施策として、自治体等の協議会構成員と連携した取り組みを掲げる。協議会等での検討を重ね、計画期間内での実行を目指す

第1部

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に係るフォローアップ

国土交通省自動車局長からの平成28年12月27日付け国自旅第266号通達に基づく活性化事業（下記9項目）について、通達に基づき検証する。

内容	実施状況の確認
妊婦・子ども向けタクシー取組事業者数及び認定運転者数拡大	通達に基づき検証 ✓ 協会事務局が、毎年度実施状況の調査。 ✓ 調査結果を国へ報告 ✓ 各事業者においては、各項目の目標を設定し、目標達成に向け努める。
UD研修受講事業者数及び受講運転者数拡大	
観光タクシー取組事業者数及び認定運転者数拡大	
外国語講習受講事業者数及び受講運転者数拡大	
アプリ配車の導入事業者数及び対応車両数拡大	
UDタクシーの導入事業者数及び導入車両数拡大	

環境対応車の導入事業者数及び導入車両数拡大	
先進安全自動車（ASV）導入事業者数及び導入車両数拡大	
クレジットカード・電子マネー等導入事業者数及び導入車両数拡大	

第2部 各事業者の重点的に取り組む事業

まず適正化策として交通圏全体で2%の減車を目標に掲げて取り組み、次に各事業者の「①サービス向上に係る取組みの目標」ならびに「②運営（人材確保・乗務員教育等）に係る取組みの目標」を示す。

協議会にて今年(R7.1～R7.12.)の達成状況を報告するとともに、次年(R8.1～R8.12.)の目標を掲げる。

1. 令和7年（R7.1～R7.12）の事業者の目標に対する達成状況

令和7年(R7.1～R7.12)の重点目標		令和7年の達成状況
東鉄アシスト	サービス面	<ul style="list-style-type: none"> ・デマンドタクシー等への参画 ・配車アプリ導入による利便性の向上 ・EV車両の導入を検討 ・遅れている設備投資を積極的に行う
	運営面	<ul style="list-style-type: none"> ・求人媒体の拡大により、乗務員採用の強化 ・改正改善基準告示に沿った労務管理の徹底 ・需要に見合った柔軟な勤務体系を検討

近鉄東美タクシー	サービス面	<ul style="list-style-type: none"> 配車アプリの導入を継続的に検討 観光目的のお客様の満足度を上昇させる 車両代替によるサービスの向上 	<ul style="list-style-type: none"> GO アプリの導入 高級車両の導入 ジャパンタクシー1台、シエンタ1台導入
	運営面	<ul style="list-style-type: none"> 自家用車活用事業(日本版ライドシェア)を含めたタクシーの安定供給を推進 新卒者や外国人ドライバーを含めた採用方法の継続的なブラッシュアップ 働きやすい職場認証制度の取得 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して検討していく 一定数の乗務員を確保できるように継続的に見直しをかけている 働きやすい職場認証制度一つ星取得
サカガワ	サービス面	<ul style="list-style-type: none"> 需要と供給に合った台数での運行 キャッシュレス化の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 現状、需給に合った台数での運行が出来ている。 地域的に需要に合わない。
	運営面	<ul style="list-style-type: none"> 健康維持の推進 減車を進める 	<ul style="list-style-type: none"> 健康診断を元に健康維持の推進は出来ている 達成出来ている。
平和コーポレーション	サービス面	<ul style="list-style-type: none"> UD 車両を含めた代替検討 	<ul style="list-style-type: none"> 代替出来ず
	運営面	<ul style="list-style-type: none"> 養成乗務員、女性乗務員の確保 働きやすい職場認証制度の認証取得 外国人または特定技能1号乗務員に向けた情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> 確保出来ず 来年度に持ち越し 来年度に持ち越し

2. 令和8年（R8.1～R8.12）の事業者の重点目標

令和8年(R8.1～R8.12)の重点目標			備 考
東鉄	サービス面	<ul style="list-style-type: none"> 配車アプリ拡充による利便性の向上 HV 車両導入を含め計画的な車両更新 UD 研修受講者の拡大 	
	運営面	<ul style="list-style-type: none"> 採用条件の見直しによる、若年層や女性乗務員の獲得強化 コンプライアンス等社内教育の実施 高齢運転者に対する健康管理の徹底 	
近鉄東美タクシー	サービス面	<ul style="list-style-type: none"> UD 車両を含めた車両代替 高級車両を活用したインバウンド旅客へのサービス向上 行政と連携したデマンド交通の推進 	
	運営面	<ul style="list-style-type: none"> 乗務員確保を最優先に事業を展開 働きやすい職場認証制度二つ星の取得 無線のIP化による不感地帯等の解消 自家用車活用事業（日本版ライドシェア）を含めてタクシーの安定供給を検討 	
サカガワ	サービス面	<ul style="list-style-type: none"> 需要と供給にあった運行を継続していく。 車両の代替え等、設備を充実させる。 	
	運営面	<ul style="list-style-type: none"> 健康推進の維持 更なる減車を進める。 	
平和コーポレーション	サービス面	<ul style="list-style-type: none"> UD 車両を含めた代替検討 デマンド交通や観光タクシー等の地域特有の課題への取組み 	
	運営面	<ul style="list-style-type: none"> 養成乗務員、女性乗務員の確保 働きやすい職場認証制度の認証取得 外国人または特定技能1号乗務員に向けた情報収集 	

第3部 交通圏独自の連携施策

協議会等での検討を重ね、自治体等の協議会構成員と連携したい取り組みを掲げて、計画期間内での実行を目指す。以下は、令和6年に実施した調査のうち、業界連携・他主体連携のもとで進めたいと回答された施策案を示す。また、自治体がタクシー事業者に期待・連携することが把握できたため記載した。

タクシー事業者の意見	＜地域のタクシー事業者との共同・連携したい取り組み＞
	事業者連携のもと積極的に自治体と取り組む
	乗合タクシーの共同運行
	観光タクシーの促進
	＜自治体と連携したい取り組み＞
	デマンドタクシー利用者の拡大
	自治体からの支援による各種サービスの維持
	交通空白地等での公共ライドシェア実現に向けて各自治体との連携強化
	観光資源を生かした県外旅客の誘致

自治体の意見	＜タクシー事業者への期待と連携したい取り組み＞
	バスやタクシーと連携した観光客の移動ニーズに対応した体制づくり
	昼間の閑散時間帯のタクシー利用
	エリアを限定した定額運行
	運転手の確保と過疎地でのタクシー車両台数の確保
	タクシーの維持確保
	公共ライドシェアの研究（連携）
	明知駅のタクシーが休止となり不便になった

東濃東部交通圏は、JR中央線や明知鉄道、路線バスやコミュニティバス、タクシー、自家用有償バスなど多くの公共交通機関があり、これらを有効に活用し、また現在の公共交通ネットワークの中でタクシーを上手く活用していただく方法を検討する必要がある。

一方で、人口減少による公共交通機関の利用者が減少し労働力不足等も相まって、地域公共交通網の維持が難しい状況が続いている。タクシー事業では、徐々にではあるが乗務員不

足の解消が進み、既存の設備等を活用し、地域の方々に寄り添い質の高いサービスを提供することが可能となってきた。

前計画期間で、福祉担当者も参加した「おでかけ移動手段の整え方」を研究（講演会）しており、移動手段について、引き続き研究を行なう。また、これと並行して、関係自治体と連携し、交通圏内の「移動の足での困りごと」をまとめ、これをサポートする方策を検討するとともに、近隣交通圏と合わせた「地域交通サポート計画」の策定に向け準備を進める。

また、公共ライドシェアや日本版ライドシェアの仕組みを研究し、交通圏に則したタクシー事業の活性化に向けて取り組む。